

議員提出第二十四号議案

家畜伝染病予防法の改正を求める意見書

本年四月に宮崎県で発生した口蹄疫は、およそ三か月経過後の七月二十七日に家畜の移動制限が解除され、その間、宮崎県内で飼育する牛や豚の約二割に相当する二十九万頭を殺処分するという多大な犠牲を払い終息を迎えたところである。

今後は、今回の口蹄疫の感染源と感染経路を特定し、国内への侵入防止対策を確立するとともに、初動対応や家畜伝染病予防法に基づく伝染病防疫体制を検証し、効果のある防疫体制の構築と被害農家の経営再建のための支援が求められている。

特に、制定後約六十年を経過している家畜伝染病予防法では、家畜の殺処分と埋却が飼育する農家に義務づけられており、大規模な畜産経営が主流となっている現在では、埋却地の確保が困難であり、防疫体制のネックとなっている。

また、一旦家畜伝染病が発生するとその被害額も大きく、被害農家への補償や経営再建のための支援が重要となっている。

このため、政府においては、今回の口蹄疫の発生にあたり、緊急の措置として、二年間の時限立法である口蹄疫対策特別措置法を制定し、対処したところである。

特に、迅速な対応を求められる家畜伝染病対策においては、今回の口蹄疫の防疫体制等の検証結果を参考に、今後の効果的な対策を構築することが重要である。

よって、国会及び政府におかれては、最近の畜産及び酪農の経営の実態に即した効果的な家畜伝染病の予防及び国等による殺処分した家畜の埋却地の確保などを始めとする防疫体制並びに被害農家の経営再建のための支援等を内容とする家畜伝染病予防法の改正を早急にされるよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により、意見書を提出する。

平成二十二年九月二十二日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 西岡武夫殿
内閣総理大臣 菅直人殿
財務大臣 野田佳彦殿
農林水産大臣 鹿野道彦殿